

第九拾七條 職工は成るべく就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾八條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾九條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾十條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾十一條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾十二條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾十三條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第九拾十四條 職工は就業場分前迄に通門より入場し入門の際は勤労手帳を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤労手帳を受取る可し前項の手帳を返りたるものは勤労したるものと見做すことあるべし

第四章 就業、休憩、公休日

第九拾五條 就業時間は午前七時より午後五時迄とす但し季節又は作業の都合により変更することあるべし

第九拾六條 就業時間は午前七時より午後五時迄とす但し季節又は作業の都合により変更することあるべし

第九拾七條 就業時間は午前七時より午後五時迄とす但し季節又は作業の都合により変更することあるべし

第九拾八條 就業時間は午前七時より午後五時迄とす但し季節又は作業の都合により変更することあるべし

第九拾九條 就業時間は午前七時より午後五時迄とす但し季節又は作業の都合により変更することあるべし

第五章 賃金

第九拾十條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十一條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十二條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十三條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十四條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十五條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十六條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十七條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十八條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾十九條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む

第九拾二十條 賃金は日給及出来高給の二種とす日給は定時時間を以て一日とし業務の種類職工の技能を基として之れを定む